

# 福島県の公益通報者保護法に関する処理について

## 1 公益通報者保護法制定の背景

近年、事業者の不祥事が**事業者内部からの通報により相次いで明らかに**

◇ 自動車のリコール隠し ◇ 食品の偽装表示 ◇ 原子力発電所不正問題 など

- そもそも犯罪行為や法令違反行為は許されるものではなく、事業者による法令遵守を確保し、国民の生命、身体、財産などへの被害を防止していく観点から、公益のために通報する行為は、正当な行為として評価されるべき。
- また、通報を理由とした解雇を無効とした判例も徐々に増えてきている。
- しかし、民間の通報者支援団体には事業者内部や外部へ誠実に通報したにもかかわらず、**職場で不利益な取扱いを受けている**との相談が多く寄せられている。
- 公益のために通報を行った場合に、どのような内容の通報をどこへ行えば、**解雇等の不利益な取扱いから保護されるのかは必ずしも明確ではない**。

## 公益通報者保護制度の整備の必要性

## 2 公益通報者保護法の概要

労働者が、事業者内部の法令違反行為について、  
①事業者内部 ②行政機関 ③事業者外部に対し、  
それぞれ所定の要件を満たして公益通報を行った場合

以下を規定

- 公益通報者に対する { 解雇の無効  
その他の不利益な取扱いの禁止
- 公益通報を受けた事業者や行政機関の取るべき措置

## 3 地方公共団体の位置づけ = 二面的性格

- (1) **事業者**としての地方公共団体 → **内部通報**の受付  
(知事部局、議会事務局、行政委員会、地方公営企業、公立病院など)
- (2) **権限ある行政機関**としての地方公共団体 → 所管事業者に関する**外部通報**の受付

## 4 福島県の対応

- (1) 事業者としての**内部通報の受付・調査等** → 人事課
- (2) 権限ある行政機関としての**外部通報の受付・調査等** → { 各担当課  
各担当出先機関
- (3) 権限ある行政機関としての**外部通報の相談** → 県民広聴室

## 5 外部通報の対応

4 (2)、(3)について、退職者、役員等、取引先事業者など、事業者による通報対象事実を知りうる立場にある者からの通報についても、相談・受付等を行うものとする。